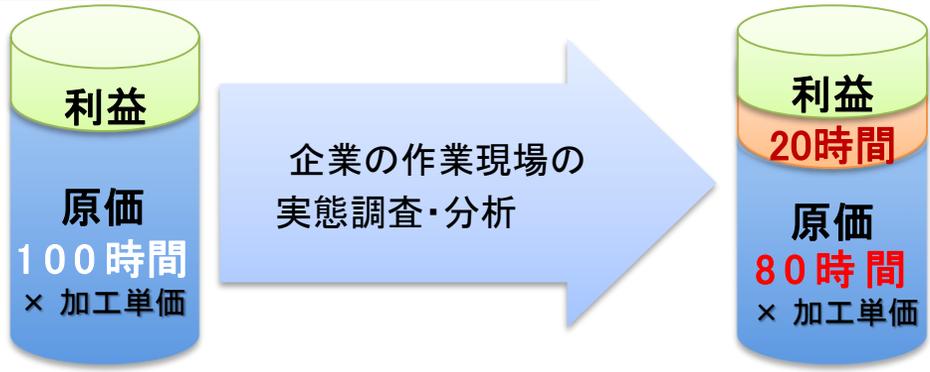


作業効率化促進制度とは

装備品や修理の価格を原価計算方式により決定して請負契約を締結している契約企業の作業効率について作業現場における実態調査・分析を行い、防衛省と企業が共同して作業の効率化の方法を探求
⇒ 作業の効率化の方法を事後の契約に反映し、装備品等の調達コストを削減

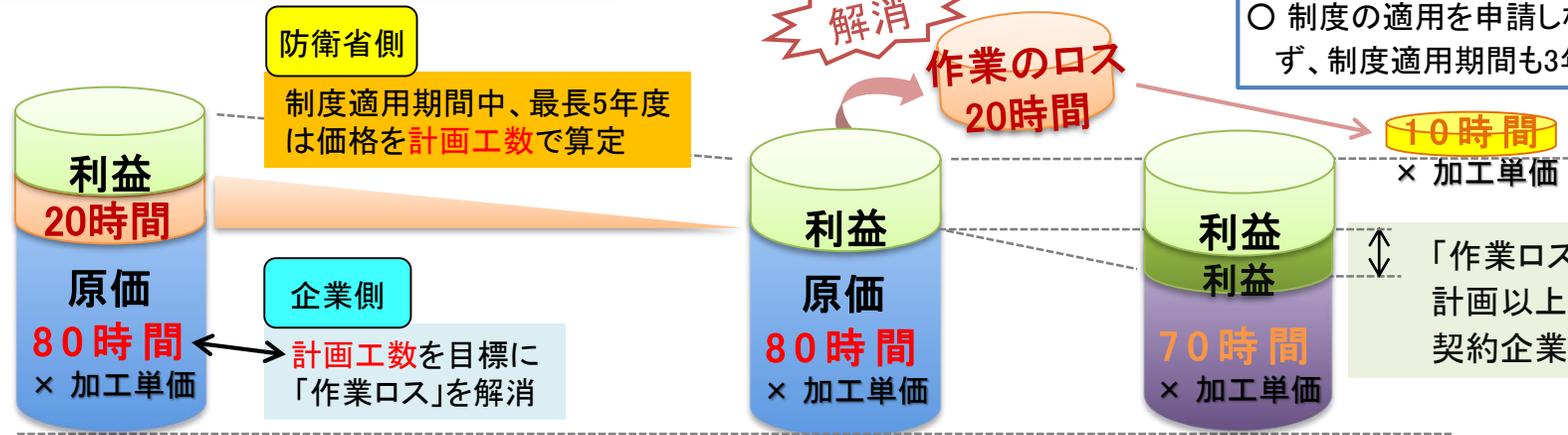
※ 詳しくは、「入札及び契約心得」9.5.2・別冊(その4)を参照

作業現場における実態調査・分析



「作業のロス」を発見
・工具の置き場が作業員の位置から離れていることによるロス
・工作機械が作業員の動線上にないことによるロスなど...

作業効率化計画に基づく契約履行



防衛省と企業がWin-Winの関係に
○ 解消された「作業ロス」の50%をインセンティブとして契約価格に最長5年度計上(契約企業が制度適用を自ら申請した場合)
○ 制度の適用を申請しない場合は、作業効率化促進料は計上されず、制度適用期間も3年度に短縮

防衛省が企業のインセンティブとなる作業効率化促進料として別途支払い

計画工数による価格 実際の工数による価格